

①について

- ・一本化が困難であるとしても、進捗状況の把握は、単年度の目標値管理までしなくても、総合化事業計画の目標値に対しての進捗度の報告で可能であるため、総合化事業計画における「総合化事業で用いる農林水産物等及び新商品の売上高」「販売計画」と事業実施計画における「商品等の販路や需要等の計画」のような内容が重複する項目については、事業実施計画において省略しても問題はないと考えている。
- ・農林水産省の見解では、「実施要綱及び実施要領の一本化などの改善を図ってきたところであり、今後とも必要に応じて改善を図っていきたい」とあるが、事業者の事務負担軽減を求める声は多く、今回提案している「重複項目の省略」はまさにこの改善提案の一つと考えている。

②について、

- ・総合化事業計画の認定を受けた農林漁業者等への直接的支援は効果的であることは理解できるが、中山間地域等の経営体は単独で事業を実施する資金力が乏しい小規模経営体が多く、国事業による直接的支援の対象になれないケースが大半である。また、集落営農組織等が単独で取り組もうとした場合、新たな大きな投資が必要であったり、6次産業化人材の不足などから取り組みが困難な場合も多い。
- ・一方、国の整備事業交付金地域タイプも地域ぐるみの取り組みという考え方で作られた制度と理解しているが、整備施設の用途が新商品開発や成分分析等の試作的活用に限られており、製品製造を行うことができない。
- ・市町村戦略を策定し、市町村が主体となって地域における6次産業の取り組みを促進しようとする場合、市町村が地域タイプで整備する施設においても製品製造を認めることで、小規模経営体等に過大な投資を求めず、市町村が主体となって地域を取りまとめることで製品製造力や供給力を向上させることが可能となり、そのことにより中山間地域等における6次産業化が飛躍的に進むと考えている。
是非とも制度の見直し、緩和をお願いしたい。
- ・なお、島根県では、市町村が小規模単独の取り組みを地域ぐるみでの連携や協同化を進め、一定規模の広がりのある取り組みにしていく役割に着目し、県単独事業で市町村が主体となった取り組みを支援する事業を今年度から開始した。